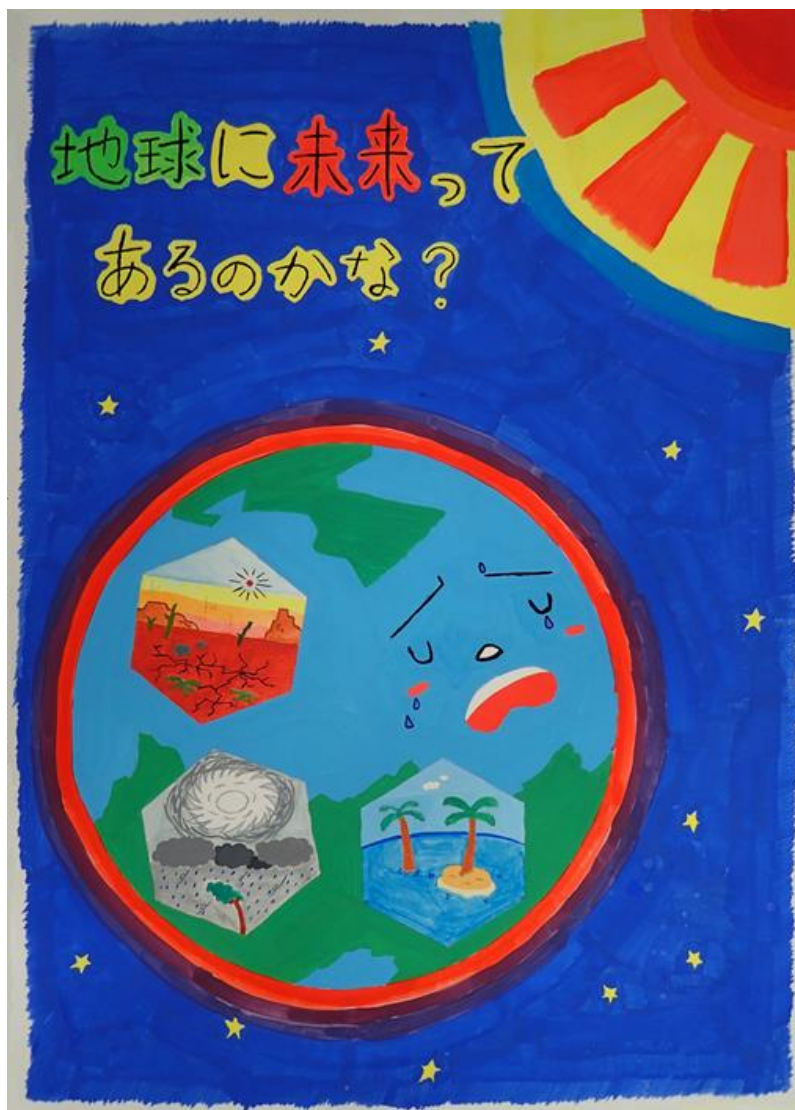


第3次遠野市地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)



「平成27年度市内小中学校環境に関する標語等コンクール」
ポスター中学生の部 最優秀賞作品

平成28年2月

目 次

第1章 計画の基本的事項	
1 計画の背景-----	1
(1) 地球温暖化問題-----	1
(2) 国の動き-----	1
(3) 遠野市役所の取り組み-----	2
(4) 計画の実施により期待される効果-----	2
2 計画の目的-----	3
3 計画の位置づけ-----	3
4 計画期間-----	4
5 対象とする事務及び事業の範囲-----	4
6 対象組織及び対象施設の範囲-----	4
7 対象とする温室効果ガス-----	4
第2章 温室効果ガスの排出状況	
1 温室効果ガス別排出量の内訳-----	5
2 排出原因別の排出量内訳-----	6
第3章 計画の目標	
1 重点取り組み項目と基本的な考え方-----	7
2 温室効果ガス（二酸化炭素）の削減目標-----	7
第4章 取組内容	
1 温室効果ガス排出量削減のための具体的取り組み内容-----	8
(1) 省エネルギーに関する取り組み-----	9
(2) 省資源に関する取り組み-----	10
(3) 廃棄物の削減とリサイクルに関する取り組み-----	11
(4) 物品やサービス等の購入に関する取り組み-----	12
(5) 建物の建築、管理等に関する取り組み-----	12
(6) フロン類の漏えい防止対策に関する取り組み-----	13
(7) 事務局の取り組み-----	13
(8) 新エネルギー・省エネルギーに関する取り組み（施設面）-----	14
第5章 計画の進行管理	
1 推進体制-----	15
2 活動量等の把握及び管理方法-----	17
(1) 活動量等の把握-----	17
(2) 進行管理方法-----	17
資 料 編	
1 遠野市地球温暖化対策推進委員会設置要綱-----	18
2 対象施設等一覧-----	19
3 排出係数一覧及び算定方法-----	23
4 報告様式	
・課別・施設別活動量調査票活動量調査票（様式1-1）-----	25
・課別・施設別活動量調査票活動量調査票（様式1-2）-----	26
・前年度比較票（様式2）-----	27

第 1 章 計画の基本的事項

1 計画の背景

(1) 地球温暖化問題

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象で、その影響は、作物生産量の減少や異常気象による災害の多発、海面上昇に伴う陸地の減少などが予測されており、その影響の大きさや深刻さから、まさに人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題となっています。

地球温暖化の原因は、二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの急増です。電気やガス、自動車で消費されるガソリンなどは、温室効果ガスを大量に発生させています。

地球温暖化問題への対応は国際的な取り組みとなっており、国、都道府県、市町村それぞれにおける計画的な取り組みが求められています。

(2) 国の動き

時 期	取 組 経 過
平成 9 年（1997）12 月	地球温暖化防止京都会議が開催され、京都議定書採択 温室効果ガス排出量：平成 20 年（2008）から平成 24 年（2012）までに、平成 2 年（1990）レベルから 6%削減する目標を定める。
平成 10 年（1998）10 月	地球温暖化対策の推進に関する法律公布
平成 11 年（1999）4 月	地方公共団体に温室効果ガス排出削減の実行計画策定を義務付ける。
平成 22 年（2010）9 月	国連気候変動サミット開催 温室効果ガス排出量：日本は、平成 32 年（2020）までに平成 2 年（1990）レベルから 25%削減することを目指すと表明。
平成 25 年（2013）11 月	地球温暖化対策推進本部開催 温室効果ガス排出量：平成 32 年（2020）までに平成 17 年（2005）レベルから 3.8%削減することを決定。
平成 27 年（2015）6 月	地球温暖化対策推進本部開催 温室効果ガス排出量：平成 42 年（2030）までに、平成 25 年（2013）レベルから 26%削減するという新目標を決定。
平成 27 年（2015）12 月	国連気候変動枠組み条約第 21 回締約国会議（COP21）開催 「パリ協定」採択 全ての国が温室効果ガス削減に取り組み、今世紀後半には、世界の温室効果ガス排出量を実質的にゼロにすることを目指すと表明。 【日本の目標】 温室効果ガス排出量：平成 42 年（2030）までに平成 25 年（2013）比で 26%削減する。 ※ 但し、目標達成の義務化は見送り

今後、国のエネルギー政策や、再生可能エネルギーの重要性が一層高まっていくものと考えられます。

また、温室効果ガスの排出を抑制するだけでなく、既に起こりつつある地球温暖化の影響に対して適応していく取り組みも不可欠となっています。

(3) 遠野市役所の取り組み

本市の環境に関する取り組みは、ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例（平成 17 年遠野市条例第 102 号）（以下「環境基本条例」という。）により、「自然環境と人間生活が調和する遠野型環境調和社会」の実現を目指し、関係施策の推進に努めています。

また、環境基本条例に基づき策定する遠野市環境基本計画の基本目標の一つに「地球環境の保全」を掲げ、地球温暖化対策に取り組んでいます。

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に定める本市の地球温暖化対策実行計画は、平成 19 年（2007）に初期計画を、平成 24 年（2012）に第 2 次計画を策定しています。

第 2 次計画が目標年次を迎えることから、第 3 次遠野市地球温暖化対策実行計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

本計画は、遠野市役所の事務事業を対象としています。本計画に基づき、市役所が率先して取り組むことは、市民や事業者等への地球温暖化防止に対する意識啓発に繋がり、更には本市全体での地球温暖化防止の取り組みに繋がることを期待するものです。

(4) 計画の実施により期待される効果

ア 市役所及び地域全体の温室効果ガス排出抑制

遠野市役所が行う事務事業（以下「本市事務事業」という。）は、その事業量や施設数から、市内では温室効果ガス排出量が比較的大きい組織です。本市事務事業の温室効果ガス排出量を抑制することは、市全体の温室効果ガス排出量の削減に寄与することができます。

また、職員が模範となり率先して取り組むことは、市民や事業者への取り組みの促進に繋がり、官民一体となって地球温暖化防止に貢献することが出来ると考えます。

イ 事務経費の削減

電気や水道等の使用量、廃棄物の発生量抑制は、事務経費の削減に繋がります。職員一人ひとりが意識して実行することが大切です。

ウ グリーン調達の推進

本市事務事業において環境への負荷の少ない製品であるグリーン製品を率先して調達・導入することは、市民等への意識啓発に繋がります。

エ 温室効果ガス排出抑制対策に関する知識の取得と普及

本計画に対する取り組みを、職員が地域・家庭などで実践することで経験や知識が蓄積され、市民や事業者に対する情報提供や助言等も効果的に行うことができます。

2 計画の目的

本計画は、温対法第二十条の三の規定に基づき、本市事務事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

【参考1】地球温暖化対策の推進に関する法律第二十条の三

(地方公共団体実行計画等)

第二十条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下この条において「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

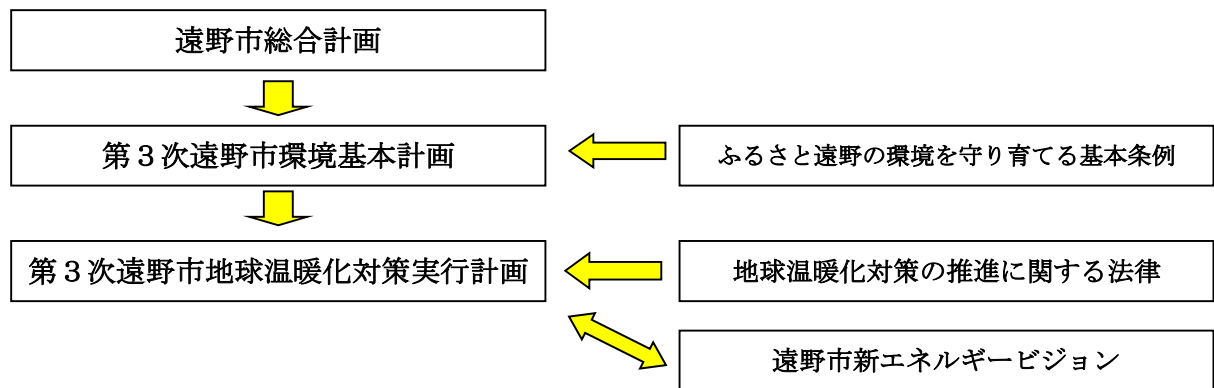
- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、毎年1回、地方公共団体実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

3 計画の位置づけ

本計画は、温対法により義務付けられた地方公共団体実行計画であり、第3次遠野市環境基本計画の地球温暖化対策関連施策を推進する役割を担う計画です。



4 計画期間

平成28年度（2016）から平成32年度（2020）までの5年間を計画期間とします。

本計画の基準年度は、平成26年度（2014）とします。

計画期間中、対象施設の変更や取り組み状況等必要に応じて見直しを行います。

5 対象とする事務及び事業の範囲

計画の対象範囲は、原則として遠野市役所の行う「全ての事務及び事業」とします。

6 対象組織及び対象施設等の範囲

対象組織は遠野市役所の全組織とし、対象施設は、指定管理施設及び無人施設を含む市の全ての施設とします。(報告対象施設：206 施設 資料編 19 ページ参照)

車両等については対象組織及び指定管理者が管理している車両とします。

これらの対象組織及び対象施設等は、計画の進行管理の中で必要に応じて見直すものとします。

7 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC) の4種類とします。

パーフルオロカーボン(PFC)、六ふつ化硫黄(SF₆)及び三ふつ化窒素(NF₃)については、排出の実態把握が極めて困難なため対象外とします。

温室効果ガスの種類	人為的な発生源		地球温暖化係数	
			平成 26 年度 報告数値	平成 27 年度 報告数値
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、 自動車用ガソリンなど	1	1
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等による 排出など	1	1
メタン (CH ₄)	自動車の走行や、燃料の焼却、一般廃棄物の焼却、 廃棄物の埋め立てなど		21	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の焼却、一般廃棄物の焼却 など		310	298
ハイドロフルオ ロカーボン (HFC-134 a)	カーエアコンの使用・廃棄時など		1,300	1,430

※ 地球温暖化係数とは…二酸化炭素 (CO₂) を基準として、他の温室効果ガスがどれだけ温暖化の要因となる能力があるか表した数字

(地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第4条に定める係数)

平成 27 年 4 月 1 日地球温暖化対策の推進に関する法律施行令が改正され、平成 26 年度までは改正前の地球温暖化係数、平成 27 年度以降は改正後の地球温暖化係数を使用します。

第2章 温室効果ガスの排出状況

1 温室効果ガス別排出量の内訳（平成26年度）

（対象施設 資料編参照（指定管理施設、無人施設を含む））

単位 kg-co₂

排出原因		活動量		二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	ハイドロフルオロカーボン	温室効果ガス排出量
	電気の使用	17,837,236.7	kwh	10,541,806.9				10,541,806.9
燃料使用	A重油の燃焼	856,399.2	ℓ	2,320,841.8				2,320,841.8
	灯油の燃焼	378,718.7	ℓ	943,009.6				943,009.6
	LPガスの燃焼	68,270.1	m ³	447,184.1	720.3	217.0		448,121.4
	ガソリンの燃焼	113,278.4	ℓ	262,805.9				262,805.9
	軽油の燃焼	73,299.6	ℓ	189,113.0				189,113.0
	小計			14,704,761.3	720.3	217.0		14,705,698.6
し尿処理	下水処理	1,183,199.0	m ³		21,865.2	58,683.0		80,548.2
	し尿処理	19,429.0	m ³		15,504.3	5,611.0		21,115.3
	浄化槽	3,880.0	人		16,296.0	24,056.0		40,352.0
	汲取り便槽	229.0	人		961.8	1,426.0		2,387.8
	小計				54,627.3	89,776.0		144,403.3
ガソリン（走行距離）	普通・小型乗用車	365,577.2	km		77.7	3,286.0		3,363.7
	バス	0.0	km					0.0
	軽自動車	339,942.0	km		71.4	2,325.0		2,396.4
	普通貨物車	37,806.0	km		27.3	465.0		492.3
	小型貨物車	117,968.0	km		37.8	961.0		998.8
	軽貨物車	269,395.2	km		63.0	1,829.0		1,892.0
	特種用途車	75,188.4	km		54.6	806.0		860.6
	小計	1,205,876.8	km		331.8	9,672.0		10,003.8
軽油（走行距離）	普通・小型乗用車	177,163.0	km		8.4	372.0		380.4
	バス	49,662.0	km		16.8	372.0		388.8
	普通貨物車	89,070.0	km		27.3	372.0		399.3
	小型貨物車	22,850.0	km		4.2	62.0		66.2
	特種用途車	65,233.9	km		16.8	496.0		512.8
	小計	403,978.9	km		73.5	1,674.0		1,747.5
焼却	一般廃棄物	7,770.5	t		12,564.3	129,828.0		142,392.3
	一般廃棄物のうち 廃プラスチック類	1,125.2	t	3,111,178.0				3,111,178.0
	一般廃棄物のうち 合成繊維類	219.9	t	503,131.2				503,131.2
	カーエアコンの使用	227	台				2,990.0	2,990.0
	小計			3,614,309.2	12,564.3	129,828.0	2,990.0	3,759,691.5
	排出量合計			18,319,070.5	68,317.2	231,167.0	2,990.0	18,621,544.7
	構成比			98.4%	0.4%	1.2%	0.0%	100.0%

※温室効果ガス別構成比は、小数点第2位以下を四捨五入で表示しています。

2 排出原因別の排出量内訳

単位 kg- CO_2

排出原因		活動量		温室効果ガス 排出量	排出原因別 構成比
	電気の使用	17,837,236.7	kwh	10,541,806.9	56.6%
燃料使用	A重油の燃焼	856,399.2	ℓ	2,320,841.8	12.5%
	灯油の燃焼	378,718.7	ℓ	943,009.6	5.1%
	LPガスの燃焼	68,270.1	m ³	448,121.4	2.4%
	ガソリンの燃焼	113,278.4	ℓ	262,805.9	1.4%
	軽油の燃焼	73,299.6	ℓ	189,113.0	1.0%
	小計			14,705,698.6	79.0%
し尿処理	下水処理	1,183,199.0	m ³	80,548.2	0.4%
	し尿処理	19,429.0	m ³	21,115.3	0.2%
	浄化槽によるし尿処理	3,880.0	人	40,352.0	0.2%
	汲取り便槽	229.0	人	2,387.8	0.0%
	小計			144,403.3	0.8%
ガソリン(走行距離)	普通・小型乗用車	365,577.2	km	3,363.7	0.0%
	バス	0.0	km	0.0	0.0%
	軽自動車	339,942.0	km	2,396.4	0.0%
	普通貨物車	37,806.0	km	492.3	0.0%
	小型貨物車	117,968.0	km	998.8	0.0%
	軽貨物車	269,395.2	km	1,892.0	0.0%
	特種用途車	75,188.4	km	860.6	0.0%
	小計	1,205,876.8	km	10,003.8	0.0%
軽油(走行距離)	普通・小型乗用車	177,163.0	km	380.4	0.0%
	バス	49,662.0	km	388.8	0.0%
	普通貨物車	89,070.0	km	399.3	0.0%
	小型貨物車	22,850.0	km	66.2	0.0%
	特種用途車	65,233.9	km	512.8	0.0%
	小計	403,978.9	km	1,747.5	0.0%
焼却	一般廃棄物の焼却	7,770.5	t	142,392.3	0.8%
	一般廃棄物のうち 廃プラスチック類の焼却	1,125.2	t	3,111,178.0	16.7%
	一般廃棄物のうち 合成繊維類の焼却	219.9	t	503,131.2	2.7%
	カーエアコンの使用	227	台	2,990.0	0.0%
	小計			3,759,691.5	20.2%
	排出量合計			18,621,544.7	100.0%

※排出原因別構成比は、小数点第2位以下を四捨五入で表示しています。

第3章 計画の目標

1 重点取り組み項目と基本的な考え方

本計画の対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC) の4種類としておりますが、このうち、排出割合の98.4%を占める二酸化炭素の削減の数値目標を設定し、対策に取り組めます。

また、間接的に二酸化炭素削減に係る事務用紙購入量、水道使用量についても、削減に向けた取り組みを推進します。

なお、二酸化炭素の削減に直接貢献する項目を重点取り組み項目として、毎年度使用状況等を調査し、計画の実効性を確保します。

2 温室効果ガス（二酸化炭素）の削減目標

【削減目標】 遠野市役所は、計画期間中に

二酸化炭素の総排出量を 5%削減 します。

(目標年(平成32年度)に、基準年(平成26年度)と比較し5%削減)

二酸化炭素の総排出量を毎年度で年率1%削減を目標とし、平成28年度から平成32年度までの5年間で5%の削減を目指します。

本計画に対する二酸化炭素総排出量の実績及び取り組み状況等について、毎年度実績報告を取りまとめ公表します。

二酸化炭素削減目標 (基準年：平成26年度、目標年：平成32年度) (kg-CO₂)

削減に直接関わる項目	数 値 目 標		
	基準年：平成26年度 現況値	目標年：平成32年度 目標値	
二酸化炭素	14,704,761.3	13,969,523.2	
電気使用量の削減	10,541,806.9	二酸化炭素総排出量 5%削減 約735千kg-CO ₂ 削減	
燃料設備における燃料使用量の削減	A重油		2,320,841.8
	灯油		943,009.6
	LPガス		447,184.1
公用車燃料使用量の削減	ガソリン		262,805.9
	軽油	189,113.0	

※ 一般廃棄物の焼却に関する項目は、平成27年10月から岩手中部広域行政組合での広域処理開始により、削減目標から除外します。

【間接的に二酸化炭素の削減に関わる項目】

(・事務用購入量の削減 ・水道使用量の削減)

【参考】

県の二酸化炭素排出削減目標：平成32年(2020)に平成2年(1990)比30%削減する(年1.0%)

国の二酸化炭素排出削減目標：平成42年(2030)に平成25年(2013)比26%削減する(年約1.5%)

第4章 取組内容

1 温室効果ガス排出量削減のための具体的取組み内容

温室効果ガス排出量を削減するためには、職員及び施設管理担当の環境配慮意識の向上が必要であり、継続して次に示す取組みを励行することが重要です。

また、施設の設定備機器の更新の際は、温室効果ガスの排出量の少ない設備機器に買い替えることが最も大きな効果を発揮します。更に、施設機器の運用改善、運転制御や補修・改修工事の際の工夫でも大きな効果が期待できます。

温室効果ガス排出量削減のための具体的な取組み内容を以下に示します。

大分類	中分類	対象
(1) 省エネルギーに関する取組み	ア 電気の適正使用 イ 公用車の適正使用 ウ 燃料設備の適正使用	○全職員 ○施設管理担当
(2) 省資源に関する取組み	ア 事務用紙購入量の削減 イ 水道使用量の削減	○全職員 ○施設管理担当
(3) 廃棄物の削減とリサイクルに関する取組み	ごみの分別、適正処理、リサイクル	○全職員 ○施設管理担当
(4) 物品やサービス等に関する取組み	環境に配慮した物品等の購入の推進 (グリーン購入)	○全職員 ○施設管理担当
(5) 建築物の建築、管理等に関する取組み	建築物の建築、管理等における 環境配慮	○公共工事担当 ○施設管理担当
(6) フロン類の漏えい防止対策に関する取組み	第一種特定製品の管理	○施設管理担当
(7) 遠野市地球温暖化推進委員会事務局(以下「事務局」という。)の取組み	ア 職員の意識啓発活動の推進 イ 活動実績の取りまとめ ウ 情報発信	○事務局
(8) 新エネルギー・省エネルギーに関する取組み(設備面)	ア 新エネルギー設備導入施策 イ 省エネルギーの実現に向けた施策 ウ エネルギー施策の普及啓発	○施設管理担当

(1) 省エネルギーに関する取り組み

ア 電気の適正使用

取り組み項目	実施単位	
	各課	施設
照明の適正使用		
・ 不必要な場所・時間帯の照明をこまめに消灯する。	●	●
・ 昼休みは、必要箇所以外消灯する。	●	
・ 照明機器を定期的に清掃・交換し、効率的に明るさを得る。	●	●
・ 長時間照明をつけたまま使用する箇所の白熱電球を、消費電力の少ない蛍光灯やLED照明に更新する。		●
・ 照明を点検し、蛍光灯を一部また必要でない場所は全部取り外す。		●
・ 照明機器に光反射板を取り付けて照度を上げ、蛍光灯の本数を減らす。		●
・ 照明のエリアに配慮したスイッチ回路の導入を、必要に応じて行う。		●
OA機器・電気製品の適正使用		
・ OA機器の省エネルギー管理機能を活用する。	●	
・ 不必要な時間帯は、OA機器の主電源を切る。	●	
・ 短時間でも机を離れる際は、パソコンのモニターの電源を切る。	●	
・ 退庁時は、できるだけOA機器、電気製品等のコンセントを抜く。	●	
・ OA機器、電気製品等を、使用状況に応じて適正配置する。また、必要に応じて台数見直しを行う。		●
その他電気設備、施設の適正使用		
・ 湯を沸かす際にはガスを利用し、保温に電気を使用しない。	●	
・ 水曜日のノー残業デーを徹底する。	●	
・ 休日は、自動ドアの電源を切る。		●
・ 必要に応じて、施設の省エネルギー診断、改修工事を実施する。		●
・ 自然エネルギーや未利用エネルギーの活用を検討する。		●

※実施単位：各課→全職員が取り組む項目、施設→施設管理担当が取り組む項目

イ 公用車の適正使用

取り組み項目	実施単位	
	各課	施設
・ エコドライブ(アイドリング、急発進、急加速、急制動を止める等)の実施。	●	●
・ タイヤの空気圧を適正に保つ。	●	●
・ 走行ルート合理化を行い、走行距離を削減する。	●	
・ 公共交通機関が利用可能な場合には、できる限り利用する。	●	
・ 片道2km未満の外出では、できる限り徒歩や自転車等を利用する。	●	
・ 更新時には、ハイブリッド車、燃料電池車などの低公害車・低燃費車を優先して導入する。		●

ウ 燃料設備の適正使用

取り組み項目	実施単位	
	各課	施設
・ガスコンロを使用する際は、適正な火力に調整するとともに、沸かし過ぎの防止に努める。	●	●
・給湯器等の火種は、使用後に出来る限り消す。	●	●
・給湯の設定温度を適正にする。	●	●
・冷暖房の設定温度を適正（目安：夏 28℃、冬 20℃）にする。	●	●
・ボイラー等を適正管理し、効率的運転を行う。		●

(2) 省資源に関する取り組み

ア 事務用紙購入量の削減

取り組み項目	実施単位	
	各課	施設
資料等の印刷、コピーによる用紙使用量の削減		
・両面印刷コピーを実施し、印刷枚数を減らす。	●	
・情報セキュリティを遵守しながら用紙の裏面を再利用する。	●	
・プリンター、コピー機に再利用紙専用トレイを設置する。	●	
・広告、ポスター等をメモ用紙に使用し、用紙の使用枚数を減らす。	●	
・コピー使用前後に必ずリセットボタンを押し、コピーミスを防ぐ。	●	
・パソコンのプレビュー画面を活用し、印刷ミスを減らす。	●	
・大量印刷する際は、一部印刷し確認してから実施する。	●	
・用紙サイズ、印刷サイズを調節し、印刷枚数を減らす。	●	
・資料、事務手続きを簡素化する。	●	●
内外連絡等による用紙使用量の削減		
・内外への連絡には、庁内ポータル、Eメールを利用する。	●	
・FAX送信の際は、できる限り送信票を使用しない。	●	
・封筒を再利用する。	●	
会議等による用紙使用量の削減		
・会議資料等は簡略化し、枚数を減らす。	●	
・会議資料は、パワーポイント等の利用により、配布枚数を減らす。	●	
・事前に配布した会議資料等は、当日必ず持参させる。また、予備は必要最小限にする。	●	

イ 水道使用量の削減

取り組み項目	実施単位	
	各課	施設
・水を使用する際は、水量を必要最小限にする。	●	
・食器を洗浄する際は、ポットの残り湯の再利用や容器に水をためて洗う。	●	
・手洗い、歯磨き等の際は、水を出したままにしない。	●	
・トイレでは、水を流す回数を必要最小限にする。	●	
・公用車の洗車回数を減らす。	●	●
・公用車の洗車はバケツを利用し、水を出したままにしない。	●	●
・水漏れ点検を定期的実施する。		●
・節水に効果のある設備や感知式の自動水洗等の設置を推進する。		●
・雨水、排水利用設備の設置を必要に応じて設置する。		●

(3) 廃棄物の削減とリサイクルに関する取り組み

取り組み項目	実施単位	
	各課	施設
・使い捨て製品の使用や購入を抑制する。	●	
・個人用ゴミ箱を削減し、共通で利用するよう努める。	●	
・過剰包装品の購入は避ける。	●	
・廃棄物の適正な分別(特に紙類とプラスチック製容器包装)、排出を行う。	●	●
・古紙回収ボックスを設置し、紙資源の再資源化を図る。 (コピー用紙、雑紙、新聞紙、ダンボールに分類)	●	
・プリンター等トナーカートリッジの回収とリサイクルを推進する。	●	
・共同調理場や学校等、生ごみが大量に発生する施設では、生ごみの堆肥化を検討する。		●

(4) 物品やサービス等の購入に関する取り組み

取り組み項目	実施単位	
	各課	施設
・物品購入は、原則として、判断基準を満たす環境配慮型物品を購入する。	●	●
・機器の更新時、トップランナー制度対象品目は、基準（省エネ基準達成率100%以上）を達成する製品を購入する。	●	●
・事務用品は再利用、長期使用する。	●	
・内部機関との連絡では、使用済み封筒を再利用する。	●	
・事務用品は、できる限り課内、施設内で共有使用し、購入を控える。	●	●
・事務機器や電気製品等は、修繕等により長期使用する。	●	●
・事務用品の在庫を出来る限り一括管理し、無駄な購入を行わない。	●	●
・物品等の購入は、ノンフロン製品を購入する。	●	●

※トップランナー制度とは、エネルギー多消費機器等のうち省エネ法で指定するものの省エネルギー基準を、各製品において、基準設定時に商品化されている製品のうち、最も省エネ性能が優れている製品の性能以上に設定するもの。エネルギー多機能機器等を中心に31品目対象としている。

(5) 建物の建築、管理等に関する取り組み

取り組み項目	
計画・設計段階における環境配慮	
・	リサイクル可能な素材の使用を推進する。
・	建設副産物の発生抑制と有効利用を推進する。
・	敷地内の緑化を推進する。
・	木質バイオマスエネルギー等新エネルギーの利用を積極的に導入する。
・	自然光を利用した設計となるよう配慮する。
・	省エネルギー型の照明機器、空調設備等の採用に努める。
・	建物の断熱性の向上に努める。
・	節水に効果のある節水コマや感知式の自動水洗等の設置を導入する。
施工段階における環境配慮	
・	建設副産物の発生抑制、再生利用、適正処理を図る。
・	非熱帯材型枠やリサイクル可能な型枠の使用に努める。
・	低公害型の建設機械の使用に努める。
管理段階における環境配慮	
・	敷地内の緑化を推進し、維持・管理を行う。
・	HFCを冷媒として使用している機器を適正に管理し、冷媒等の漏洩防止に努める。
修理・解体段階における環境配慮	
・	請負業者に、建築解体廃棄物の発生抑制、分別排出を徹底し、リサイクルを推進するよう指示する。

※上記内容は、公共工事担当、施設管理担当が取り組む項目

(6) フロン類の漏えい防止対策に関する取り組み

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（略称 フロン排出抑制法）が平成 27 年 4 月 1 日から施行され、第一特定製品（冷媒としてフロン類が使用されている業務用エアコン、業務用冷蔵機器及び冷凍機器）の管理が義務づけられました。

代替フロンは、二酸化炭素の数百倍から数千倍以上の温室効果があり、地球温暖化に与える影響が大きいことから排出削減に取り組む必要があります。

次に示す取り組み項目は、第一特定製品の管理者に義務づけられています。

取り組み項目
・機器を適切に設置し、適正な使用環境を維持する。
・機器の点検や作業を行うための作業空間を確保する。
・機器の点検を行う。（3 箇月に 1 回の簡易点検）
・一定規模以上の機器は、3 箇月に 1 回の簡易点検に加え、専門業者による定期点検を行う。
・機器からフロン類が漏れた時の適切な対処（繰り返し充填の禁止）
・機器に冷媒として充填されているフロンを大気中へ放出しない。
・機器の整備記録簿を作成し、機器を廃棄するまで保存する。
・機器を廃棄する場合は、第一種フロン類充填回収業者へ依頼する。

※上記内容は、施設管理担当が取り組む項目

(7) 事務局の取り組み

事務局は、各課等の取組み状況の報告を取りまとめ、温室効果ガス（二酸化炭素）の削減に資する取り組みを行ないます。本市事務事業の取り組みが地域全体の模範となり、市民への意識啓発や遠野市全体の温室効果ガス削減の取り組みに波及できるよう市民等への情報発信に努めます。

ア 職員等の意識啓発活動の推進

温室効果ガス（二酸化炭素）削減の推進を全職員で行うためには、継続的な意識啓発が必要です。職員ポータルを活用した情報提供や、説明会、各課等の地球温暖化対策推進員研修会を企画するなど、意識啓発活動を行います。

イ 活動実績の取りまとめ

各課の所管施設、指定管理施設等のエネルギー使用量、温室効果ガス（二酸化炭素）削減に向けた取り組み結果等を取りまとめ、遠野市地球温暖化対策推進委員会に報告します。

ウ 情報発信

本計画及び実績報告書を市のホームページで公表し、市民、事業者等に周知するとともに、情報発信に努めます。

(7) 新エネルギー・省エネルギーに関する取り組み(設備面)

【遠野市新エネルギービジョン抜粋】

目指す姿「遠野型新エネルギー導入施策による好循環型社会の構築」

計画期間：平成 27(2015)～37(2025)年度 ※中間検証平成 32(2020)年

目標：エネルギー消費量に占める新エネルギーの割合 30%以上

二酸化炭素の削減及び地球温暖化防止対策として、地域資源を活用した再生可能エネルギーの普及は重要です。

遠野市新エネルギービジョンでは、景観資源と調和しながら再生可能エネルギーの普及を図る取り組みを「遠野型新エネルギー導入施策」として推進することとしています。

遠野市新エネルギービジョンの中間検証は、本計画期間最終年の平成 32 年(2020)です。

市の施設が率先して再生可能エネルギー設備導入を推進することが市民や事業者への普及啓発に繋がり、地球温暖化防止対策として大きな効果があります。

遠野市新エネルギービジョンに基づき、可能な施策について検討及び導入を推進する必要があります。

－ 遠野市新エネルギービジョン新エネルギー導入施策から抜粋 －

ア 新エネルギー導入施策

- (ア) 太陽光発電：太陽光発電設備の導入
- (イ) 太陽熱利用：公共施設における太陽熱利用の促進
- (ウ) 木質バイオマス：公共施設における木質バイオマスボイラーの導入
- (エ) バイオガス：バイオガス発電プラントの整備促進
- (オ) 小水力発電：水光園創エネルギープラント化事業

イ 省エネルギーの実現に向けた施策

- (ア) 公共施設等の省エネルギー化の推進
- (イ) 次世代自動車導入の促進
- (ウ) カーボンオフセット協定の締結に向けた取り組み

ウ エネルギー施策の普及啓発

- (ア) 公共施設における創・省エネルギー機器モデル導入
- (イ) 省エネルギー施策推進のための人材養成

【計画期間内の導入予定設備】

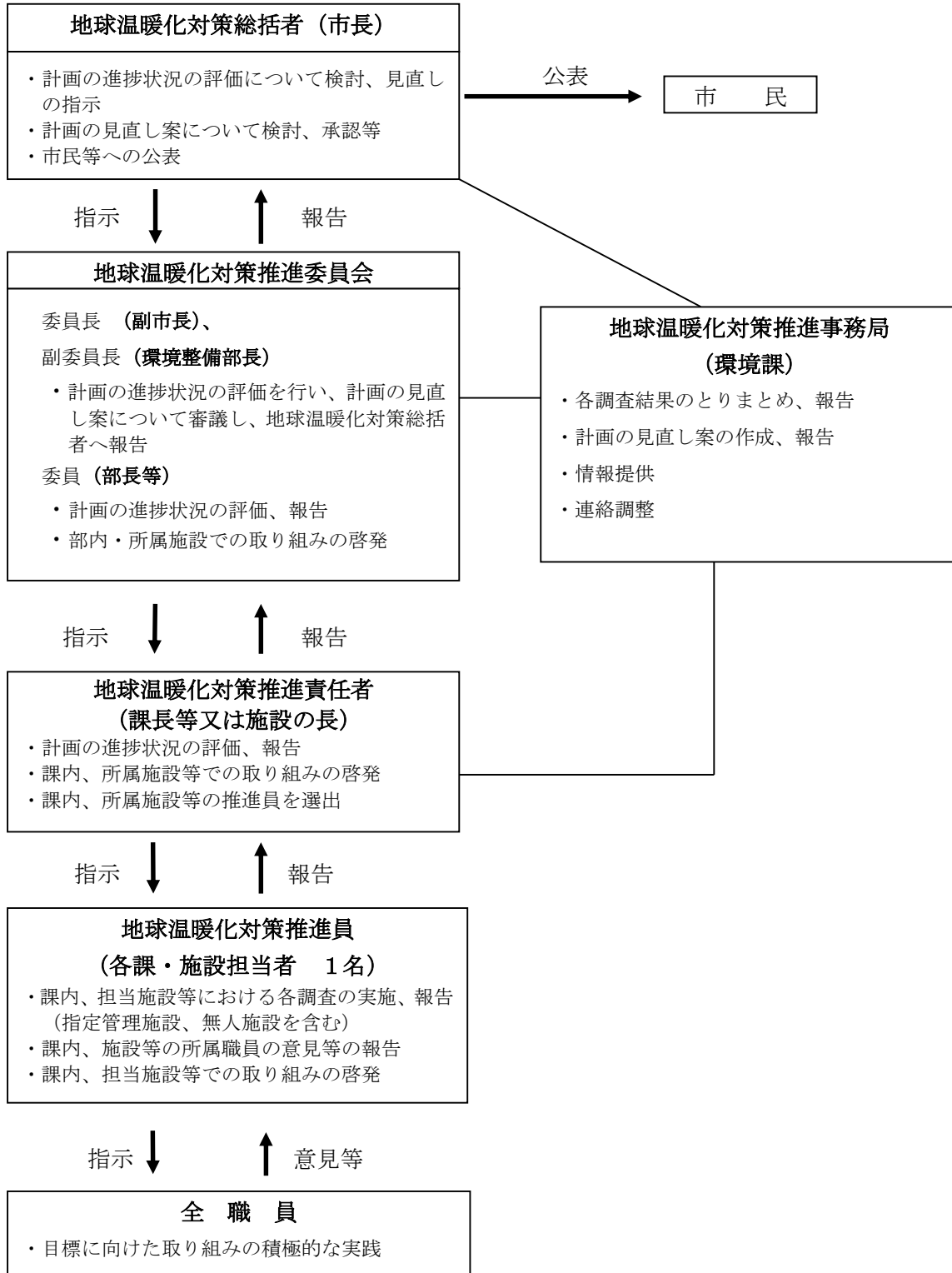
施設名	導入予定設備	導入予定時期
遠野市役所本庁舎	太陽光発電、木質バイオマスボイラー	平成 28 年度
産直ともちゃん	太陽光発電・蓄電池	平成 28 年度
遠野市内	防犯灯 LED 化 3,552 基	平成 28 年 8 月～12 月

第5章 計画の進行管理

1 推進体制

以下の推進体制により、計画の推進を図ります。

詳細は、「遠野市地球温暖化対策推進委員会設置要綱」に定めます。(資料編 18 ページ参照)



◆地球温暖化対策総括者（市長）

- ・計画の進捗状況、評価及び見直し等について検討し、地球温暖化対策推進委員会に対し、必要に応じて計画の見直し等の指示を行う。
- ・計画の見直し案について検討し、承認等を行う。
- ・計画の進捗状況、評価及び見直しについて、市民等に公表する。

◆地球温暖化対策推進委員会（副市長、部長等）

- ・委員長（副市長）、副委員長（環境整備部長）、委員（部長等）で構成する。
- ・本計画の実行について審議する。
- ・計画の進捗状況について全体の評価を行い、地球温暖化対策総括者（市長）に報告する。
- ・必要に応じて計画の見直し案について検討を行い、地球温暖化対策総括者に報告する。

◆地球温暖化対策推進委員（部長等）

- ・部内の進捗状況について評価を行い、地球温暖化対策推進委員会に報告する。
- ・部内、所属施設等の職員に、取り組みの実施を啓発する。

◆地球温暖化対策推進責任者（課長等、施設の長）

- ・課内、所属施設等に地球温暖化対策推進員（担当者）を選任し、課内、所属施設等の調査を指示する。
- ・課内、所属施設等について、調査結果及び所属職員の意見等を取りまとめ、所属施設等全体で評価を行い、部長等の決裁後、地球温暖化対策推進事務局（環境課）に報告する。
- ・課内、所属施設等の職員に、取り組みの実施を啓発する。

◆地球温暖化対策推進員（課、施設担当者1名）

- ・課内、所管している指定管理施設等について調査を行い、地球温暖化対策推進責任者に報告する。
- ・所管している施設の指定管理者に対し、地球温暖化対策に関する情報提供、連絡調整を行う。
- ・課内、施設等の所属職員に、取り組みの実施を啓発する。
- ・課内、施設等の所属職員から意見等を取りまとめ、地球温暖化対策推進責任者に報告する。

◆地球温暖化対策推進事務局（環境課）

- ・地球温暖化対策推進責任者から報告された調査結果を取りまとめ、地球温暖化対策推進委員会に報告する。
- ・必要に応じて計画の見直し案を作成し、地球温暖化対策推進委員会に提案する。
- ・職員に対し、地球温暖化対策に関する情報提供を行う。
- ・地球温暖化対策推進員との連絡調整を行い、計画の円滑な推進に努める。

2 活動量等の把握及び管理方法

(1) 活動量等の把握

推進員は、半期ごとに「課別・施設別活動量調査票（様式1-1及び1-2）」に課内・施設等の燃料の使用実績等を記載し、課長、部長等の決裁を受け、事務局に提出する。

また、毎年度4月末までに「前年度比較票（様式2）」に前年度と前々年度の活動実績を記入し、事務局に提出する。

なお前年度比較票には、活動量調査票の内容を踏まえて、以下の変化要因について把握・記入を行うものとする。

- ・新規施設の建設や、既存施設の廃止による施設数の変化、公用車の所有台数の変化等
- ・施設・設備の使用方法による燃料、電気使用量等の変化
- ・新規導入した施設・設備の性能による燃料、電気使用量等の変化
- ・開発等の温室効果ガスの排出状況に寄与する市の行動の変化

事務局は、温室効果ガス総排出量の算定及び変化要因について取りまとめを行う。

(2) 進行管理方法

実行計画は、実施状況等を定期的に点検し、PDCAサイクルの考え方に基づき、継続的に取り組み、進行管理を着実にを行います。

ア 計画（Plan）

温室効果ガスの削減目標が実現可能性及び妥当性を踏まえたものか吟味し、必要に応じて関係者等からヒアリングを行い、効果的な実行計画を策定する。

イ 実行（Do）

計画を効果的に運用するために、正確な活動量の把握を行う。活動量の把握を徹底するとともに、取り組み項目の実施を行う。

ウ 点検・評価（Check）

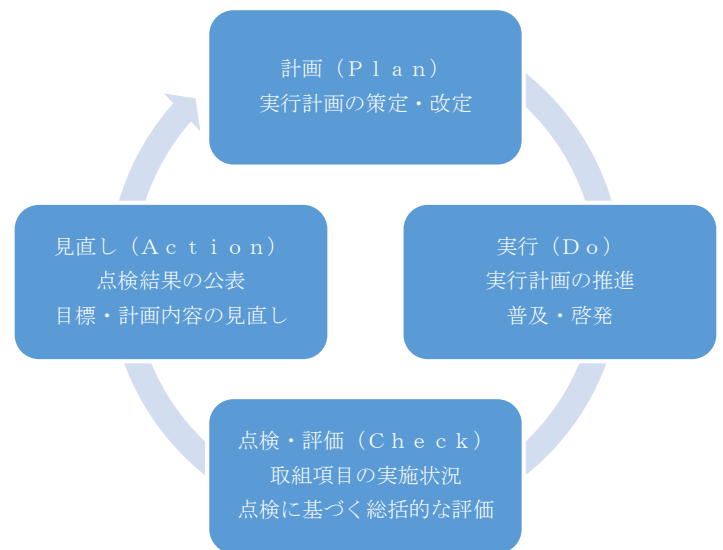
各課から報告された数値をもとに、目標達成への評価を行い、地球温暖化対策推進委員会を経て温暖化対策総括者へ報告する。

エ 計画の見直し（Action）

温暖化対策総括者は、温暖化対策推進委員会から報告された計画の進捗状況の評価について検討し、数値目標、取り組み方法、取り組み内容等を見直す必要性が認められた場合計画の見直しを指示する。

オ 実績の公表

取り組みの透明性、客観性を確保し、市民・事業者への普及啓発の一環として本計画の内容、達成状況を市のホームページにおいて公表する。



【資料編】 1 遠野市地球温暖化対策推進委員会設置要綱

遠野市告示第84号

平成26年6月26日

遠野市地球温暖化対策推進委員会設置要綱を次のように定める。

遠野市長 本田 敏 秋

遠野市地球温暖化対策推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条の3第1項の規定に基づき策定した、遠野市地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）の推進に係る全庁的な計画又は事業の調整及び連携を図るため、遠野市地球温暖化対策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実行計画の進行管理に関すること。
- (2) 実行計画の点検及び見直しに関すること。
- (3) 省エネルギーの推進に関すること。
- (4) その他実行計画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長を、副委員長は環境整備部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、環境整備部長以外の部長の職（これと同等と認められる職を含む。）にある者をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第5条 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、環境整備部において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

2 対象施設等一覧

担当課		施設名
総務課	1	行政文書館
	2	とぴあ庁舎
	3	財政課分室(公用車車庫)
	4	市営穀町駐車場
	5	市役所駐車場 外灯
	6	遠野市役所(東館町)
	7	旧建設機材倉庫
	8	旧上郷中学校
	9	旧土淵中学校
	10	旧小友中学校
	11	旧物産センター
	12	旧JAとおの綾織支所(倉庫)
	13	旧JAとおの附馬牛支所
	14	旧JAとおの青笹支所(倉庫)
	15	東館町公有財産保管倉庫
	16	産業振興会館
	17	遠野駅前駐車場
	18	遠野駅前駐輪場
	19	雇用促進住宅駐車場
福祉課	20	遠野健康福祉の里
長寿課	21	ふれあいホーム上郷
	22	ふれあいホーム小友
	23	ふれあいホーム薬研淵
	24	ふれあいホーム附馬牛
中央診療所	25	中央診療所
	26	小友診療所
	27	附馬牛診療所
宮守歯科診療所	28	宮守歯科診療所
商工観光課	29	まちおこしセンター
	30	めがね橋
	31	カッパ淵公衆便所
	32	五百羅漢さわやかトイレ
	33	伝承園さわやかトイレ
	34	八幡中継基地公衆便所(踊鹿)
	35	千葉家さわやかトイレ
	36	太郎カッパ公園
	37	山口水車小屋公衆便所
	38	山崎金勢様休憩所

担当課		施設名	
商工観光課	39	東北自然歩道さわやかトイレ	
	40	松崎観音公衆便所	
	41	JR柏木平駅(待合室)	
	42	福泉寺さわやかトイレ	
	43	稲荷穴レクリエーション施設	
	44	米田さわやかトイレ	
	45	続石公衆便所	
	46	道の駅みやもり公衆トイレ	
	47	鞍迫観音公衆便所	
	48	ふれあい情報プラザ(めがね橋産直)	
	49	ふるさと村 曲り家集落	
	50	伝承園	
	51	たかむろ水光園(曲り家等)	
	52	遠野市情報交流センター(風の丘)	
	53	観光交流センター(旅の蔵遠野)	
	54	遠野市中心市街地活性化センター(とぴあ)	
	55	遠野高等職業訓練校	
	56	ふるさと交流体験学習施設	
	57	ふれあい広場	
	58	コテージランドかしわざ	
	59	リフレッシュガーデンハウス(遠野麦酒苑)	
	60	優遊プラザ(中山間事業活性化施設)	
	連携交流課	61	旧大出小中学校(早池峰ふるさと学校)
	農業振興課	62	上郷町農産物直売加工施設(夢産直かみごう)
		63	小友町農作物直売加工施設(産直ともちゃん)
	農家支援室	64	わさび苗生産育成施設(わさび苗生産用施設)
		65	淡水魚生産物処理加工施設(水光園)
		66	淡水魚種苗中間育成センター(上附馬牛)

2 対象施設等一覧

担当課		施設名
農家支援室	67	遠野市淡水魚種苗生産供給センター(東禅寺)
林業振興課	68	森林総合センター
畜産振興課	69	大野平キャトルセンター
	70	畜産総合施設場
	71	寺沢牧野
	72	石羽根牧野
	73	荒川牧野
	74	遠野市堆肥センター
	75	遠野市畜産振興センター
76	高清水牧野	
建設課	77	建設機材倉庫
都市計画課	78	南部神社 外灯
	79	智恩寺裏 外灯
	80	稻荷下第二地区2号公園
	81	蔵の道ひろば
	82	鍋倉公園ポンプ
	83	鍋倉公園二の丸休憩所
	84	鍋倉展望台
	85	遠野駅前整備事業用地
86	親水公園	
環境課	87	遠野市八幡墓園
	88	遠野地区合同庁舎(市役所)
	89	遠野市斎場
清養園クリーンセンター	90	し尿処理棟
	91	保養センター
	92	廃棄物再生利用施設
	93	最終処分場
94	汚染牧草前処理施設	
水道事務所(上水)	95	上水道施設
水道事務所(下水)	96	宮守浄化センター
	97	農業集落排水処理施設
	98	遠野浄化センター
文化課	99	とおの物語の館
	100	まちなかドキ・土器館
	101	宮守ゆうYOUソフト館
	102	下一日市さわやかトイレ

担当課		施設名
文化課	103	加守田章二陶房跡
	104	博物館資料収蔵庫
	105	図書館・博物館
	106	遠野蔵の道ギャラリー
	107	城下町資料館
地域振興課	108	宮守総合支所
	109	宮守駅トイレ
市民協働課	110	ロッジ赤羽根
	111	下早瀬公園
	112	下早瀬北公園
	113	八幡街区公園
	114	国体記念公園市民サッカー場
	115	宮守体育館
	116	文化交流施設
	117	新張街区公園
	118	早瀬川緑地
	119	早瀬街区公園
	120	東館街区公園
	121	遠野市民プール
	122	遠野市民体育館
	123	稻荷下屋内運動場
	124	遠野運動公園
	125	銀河の森総合運動公園
	126	ふれあい交流センター
	127	かっぱふれあい広場
	128	八坂農村公園
	129	遠野市勤労青少年ホーム
	130	土淵農村公園
	131	小友農村公園
	132	岩滝ポンプ場
	133	市民センター駐車場
134	遠野市民会館	
135	旧鹿込小学校屋体	
136	松崎公民館	
137	生産型体験農園施設	
138	綾織農村公園	
139	藤沢の滝農村公園	
140	遠野市老人憩いの家	
141	防犯灯	
142	青笹ペレットボイラー	

2 対象施設等一覧

担当課		施設名
市民協働課	143	鷹鳥屋農村公園
	144	青笹民俗館
	145	東館公園
生涯学習スポーツ課	146	宮守小学校 夜間照明
	147	青笹小学校 夜間照明
綾織地区センター	148	綾織農村環境改善センター
小友地区センター	149	小友山村環境改善センター
附馬牛地区センター	150	遠野市生活改善センター
土淵地区センター	151	土淵基幹集落センター
青笹地区センター	152	青笹農村定住促進センター
上郷地区センター	153	上郷就業改善センター
子育て総合支援課	154	遠野児童館
	155	白岩児童館
	156	綾織児童館
	157	青笹児童館
	158	上郷児童館
	159	宮守児童館
	160	材木町児童遊園
保安施設課	161	第1分団第3部屯所駅前地区コミュニティ消防センター
	162	第2分団第1部屯所新里地区コミュニティ消防センター
	163	第2分団第3部屯所山口地区コミュニティ消防センター
	164	第3分団第5部屯所鷹鳥屋地区コミュニティ消防センター
	165	第4分団第1部屯所和野分所和野地区コミュニティ消防センター
	166	第5分団第4部屯所松崎地区コミュニティ消防センター

担当課		施設名
保安施設課	167	第5分団第5部屯所
	168	第6分団第2部屯所 柏崎地区コミュニティ消防センター
	169	第6分団第4部屯所 本宿地区コミュニティ消防センター
	170	第7分団第1部屯所 善応寺地区コミュニティ消防センター
	171	第7分団第3部屯所 中下地区コミュニティ消防センター
	172	第8分団第4部屯所 平倉地区コミュニティ消防センター
	173	第9分団第1部屯所(新町)
	174	第9分団第2部屯所(上宮守)
	175	第9分団第3部屯所(鹿込)
	176	第9分団第4部屯所(岩根橋)
	177	第9分団第5部屯所(塚沢)
	178	第9分団第6部屯所(下郷)
	179	第10分団第1部屯所(宿)
	180	第10分団第2部屯所 米田地区コミュニティ消防センター
	181	第10分団第3部屯所(大川目)
	182	第10分団第4部屯所(中斉)
	183	第10分団第5部屯所(小通)
	184	第10分団第6部屯所(湯屋)
	185	第11分団第1部屯所(上鱒沢)
186	第11分団第2部屯所併用水防倉庫(下鱒沢)	
187	第11分団第3部屯所(迷岡)	
188	第11分団第4部屯所(柏木平)	
189	総合防災センター(消防本部・遠野消防署)	
宮守出張所	190	遠野消防署宮守出張所
教務課	191	遠野小学校
	192	遠野北小学校
	193	綾織小学校
	194	小友小学校

2 対象施設等一覧

担当課		施設名
教務課	195	附馬牛小学校 (旧附馬牛中学校)
	196	旧附馬牛小学校
	197	土淵小学校
	198	青笹小学校
	199	上郷小学校
	200	宮守小学校
	201	達曽部小学校
	202	鱒沢小学校
	203	遠野中学校
	204	遠野東中学校
	205	遠野西中学校
総合食育センター	206	遠野市総合食育センター

【対象施設】 206 施設

平成 26 年度財産調書を基本とし、遠野市所有の公共施設でエネルギー使用のある施設等の所管課に聞き取りし、対象施設を選択した。

今後も施設の状況等により、対象施設の変動が生じる場合が想定される。

- ・職員が常駐する施設
- ・無人施設（公園、トイレ等）
- ・指定管理施設
- ・防犯灯・街灯等

3 排出係数一覧及び算定方法

排出原因	活動量		二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	ハイドロフル	温室効果ガス
			排出係数	排出係数	排出係数	オロカーボン	
			1	21	310	1300	排出量 (kg-co2)
電気の使用	17,837,236.7	kwh	0.591				10,541,806.9
A重油の燃焼	856,399.2	ℓ	2.71				2,320,841.8
灯油の燃焼	378,718.7	ℓ	2.49				943,009.6
LPガスの燃焼	68,270.1	m ³	3	0.00023	0.0000046		448,121.4
ガソリンの燃焼	113,278.4	ℓ	2.32				262,805.9
軽油の燃焼	73,299.6	ℓ	2.58				189,113.0
小計							14,705,698.6
下水処理	1,183,199.0	m ³		0.00088	0.00016		80,548.2
し尿処理	19,429.0	m ³		0.038	0.00093		21,115.3
浄化槽によるし尿処理	3,880.0	人		0.2	0.02		40,352.0
汲取り便槽	229.0	人		0.2	0.02		2,387.8
小計							144,403.3
普通・小型乗用車	365,577.2	km		0.00001	0.000029		3,363.7
バス	0.0	km		0.000035	0.000041		0.0
軽自動車	339,942.0	km		0.00001	0.000022		2,396.4
普通貨物車	37,806.0	km		0.000035	0.000039		492.3
小型貨物車	117,968.0	km		0.000015	0.000026		998.8
軽貨物車	269,395.2	km		0.000011	0.000022		1,892.0
特種用途車	75,188.4	km		0.000035	0.000035		860.6
小計	1,205,876.8	km					10,003.8
普通・小型乗用車	177,163.0	km		0.000002	0.000007		380.4
バス	49,662.0	km		0.000017	0.000025		388.8
普通貨物車	89,070.0	km		0.000015	0.000014		399.3
小型貨物車	22,850.0	km		0.0000076	0.000009		66.2
特種用途車	65,233.9	km		0.000013	0.000025		512.8
小計	403,978.9	km					1,747.5
一般廃棄物の焼却	7,770.5	t		0.077	0.0539		142,392.3
廃プラスチック類の焼却	1,125.2	t	2,765				3,111,178.0
合成繊維類の焼却	219.9	t	2,288				503,131.2
カーエアコンの使用	227	台				0.01	2,990.0
小計							3,759,691.5
排出量合計							18,621,544.7

○ 地球温暖化係数（GWP）

温室効果ガスの種類	地球温暖化係数	
	平成 26 年度 報告数値	平成 27 年度 報告数値
二酸化炭素 (CO ₂)	1	1
メタン (CH ₄)	21	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	310	298
ハイドロフルオロカーボン (HFC-134 a)	1,300	1,430

（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第 4 条に定める係数）

平成 27 年 4 月 1 日地球温暖化対策の推進に関する法律施行令が改正され、平成 26 年度までは改正前の地球温暖化係数、平成 27 年度以降は改正後の地球温暖化係数を使用する。

○ 温室効果ガス排出量 計算式

LP ガス以外

$$\boxed{\text{活動量}} \times \boxed{\text{排出係数}} = \boxed{\text{温室効果ガス排出量}}$$

LP ガスのみ

$$\boxed{\text{活動量}} \div \boxed{0.458} \times \boxed{\text{排出係数}} = \boxed{\text{温室効果ガス排出量}}$$

上記で算出されたそれぞれの温室効果ガスを二酸化炭素に換算

$$\boxed{\text{温室効果ガス排出量}} \times \boxed{\text{地球温暖化係数}} = \boxed{\text{温室効果ガス(二酸化炭素)排出量 (kg-CO}_2\text{)}}$$

※ 温室効果ガス排出量は小数点第 2 位以下を四捨五入しています。

LP ガスは使用量を「m³」で計測しているため、温室効果ガス排出量を算定するには、「kg」に単位換算する必要がある。本市では日本 LP ガス協会が定めた換算係数「0.458」を用いて算定している。

5 報告様式

様式 1-1 課別・施設別活動量調査票（施設管理用）

平成 年度

部課等名

施設名

記入者

		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
エネルギー使用量	電力量検針日	月日													
	電気(使用量)	kwh													0 kwh
		円													0 円
	電気(有効電力量)	kwh													0 kwh
		円													0 円
	再生可能エネルギー(発電量)	kwh													0 kwh
		円													0 円
	A重油(ボイラー等)	ℓ													0 ℓ
		円													0 円
	灯油(ストーブ等)	ℓ													0 ℓ
		円													0 円
	LPガス	m ³													0 m ³
		円													0 円
	ガソリン	合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 ℓ
		自動車	ℓ												0 ℓ
自動車以外	ℓ													0 ℓ	
	円													0 円	
軽油	合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 ℓ	
	自動車	ℓ												0 ℓ	
自動車以外	ℓ													0 ℓ	
	円													0 円	
水道	上水道	m ³												0 m ³	
	円													0 円	
下水道	m ³													0 m ³	
	円													0 円	
事務用紙購入量	kg													0 kg	
	円													0 円	
し尿	浄化槽	人												0 人	
	汲取り便槽	人												0 人	

※A重油以外のボイラーを使用している施設は記入願います。例)木炭 kg、B重油 ℓ

エネルギー名	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
														0
	円													0 円

5 報告様式

様式 1-3 課別・施設別活動量調査票（公用車管理用）

平成 年度

部課等名

施設名

記入者

		台数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
自動車 走行距離	ガソリン	普通・小型乗用車													0 km	
		バス														0 km
		軽自動車														0 km
		普通貨物車														0 km
		小型貨物車														0 km
		軽貨物車														0 km
		特種用途車														0 km
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 km	
	軽油	普通・小型乗用車														0 km
		バス														0 km
		普通貨物車														0 km
		小型貨物車														0 km
		特種用途車														0 km
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 km
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 km	

5 報告様式
様式2 前年度比較票

平成 年度 前年度比較票

課室等の名称	
施設等の名称	
記入者氏名	
報告年度	

	前年度 使用量	今年度 使用量	前年 度比	前年度と比較して増減した要因
電気	kwh	kwh		
A重油	ℓ	ℓ		
灯油	ℓ	ℓ		
LPガス	m ³	m ³		
ガソリン	ℓ	ℓ		
軽油	ℓ	ℓ		
水道(上水)	m ³	m ³		
その他 A重油以外のボイ ラー、事務用紙等				

※ 使用量の増減がない場合、使用状況などの記入をお願いします。

来年度以降の温暖化対策への取り組みについて	
施設・設備等の変更	
増加が予想される要因	
減少が予想される要因	

第3次遠野市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】

<発行> 遠野市

<編集> 遠野市環境整備部環境課

電話 0198-62-2111 FAX 0198-62-7721

Eメール kankyo@city.tono.iwate.jp

<発行年月日>平成28年2月